

衆議院議長様
参議院議長様

ジェンダー平等社会の実現を求める請願

〔請願趣旨〕

日本では、女性労働者の約半数が低賃金で不安定な非正規雇用のため、男女賃金格差は是正されていません。とりわけ、女性が多く働くケア労働者の賃金は全産業と比べ月11万円低くなっています。その結果、シングルマザーや低年金の女性の貧困は深刻化しています。長時間労働も大きな問題となっており、仕事と育児や介護の両立は困難です。出産を前後して半数の女性が退職に追い込まれ、子どもの不登校や介護を理由に離職する人も後を絶ちません。

また、ジェンダー差別を包括的に禁止する法律がなく、性別や性的志向・性自認、家族形態、働き方などによって、生きづらさや不利益が強いられています。内閣府の調査(2024年)では、女性の8.1%が不同意性交等の被害にあったと回答するなど性暴力の実態は深刻です。性購買者を処罰する法律もなく、包括的性教育も十分におこなわれないなかで、ハラスメントや差別、性暴力・性被害を受けた人が十分な保護と支援を受けられない状況も続いています。

国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、差別を定義した包括的差別禁止法の制定、職場における差別、ハラスメントを助長する有害なジェンダー規範、社会規範をなくすこと、独立した国内人権機関の設置などを繰り返し勧告してきました。これらの指摘を長年、放置してきた国会と政府の責任は重大です。誰もが尊厳をもって生き、働くことのできるジェンダー平等社会を実現するため、以下請願します。

〔請願項目〕

- 1、非正規雇用の正規化と待遇改善、法定労働時間を「1日7時間週35時間」とし、残業規制をおこなうこと。
- 1、性搾取禁止法を制定し、性被害者支援センターや女性相談センターの増設、専門的相談員・支援員の増員と待遇の改善へ、補助の増額等をおこなうこと。
- 1、すべての年代を対象に包括的性教育を学ぶ機会を保障すること。
- 1、包括的ハラスメント禁止法や包括的差別禁止法を制定すること。同性婚への法整備をおこなうこと。

*名前、住所は郡や丁目、番地などを省略せず、一人ひとり明記を。「〃」「同上」、鉛筆使用は無効となります。

名 前	住 所
	都道 府県

※この個人情報は国会請願以外には用いません。 2026.2



新日本婦人の会

〒112-0002 東京都文京区小石川 5-10-20

衆議院議長様
参議院議長様

旧姓の通称使用法制化ではなく、 「選択的夫婦別姓制度」を求める請願

〔請願趣旨〕

高市政権は、旧姓の通称使用法制化へ、法案提出をねらっています。通称使用では、多くの女性たちが感じてきたアイデンティティの喪失などの苦しみや手続き上の不都合などの問題の解決にはなりません。選択的夫婦別姓制度実現を阻み、女性たちの希望を踏みにじるものです。

通称使用法制化には、数百、数千の法律やルールを変更する膨大な手続きが必要となります。2つ以上の名前に法的根拠を与えることになるため、脱税やマネーロンダリングの問題が発生する可能性や、「行政や企業が対応できるシステムの改修、膨大な金銭的負担、社会的コストがかかる」など新たな問題が指摘されています。

法務省の法制審議会が 1996 年、選択的夫婦別姓導入などの民法改正要綱を答申しており、これ以上、放置することは許されません。最高裁は、夫婦同姓は合憲との不当な判断をしましたが、制度のあり方は国民の判断、国会にゆだねるべきとしています。

国連女性差別撤廃委員会は、2003年以降、選択的夫婦別姓制度の導入について、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に 4 回にわたって勧告しています。2024 年の勧告は、「2年以内に実施状況の報告を」と求めています。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しています。

世論調査では、約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、若年層ほど賛成が多くなっています。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次つぎ採択され、経団連が選択的夫婦別姓導入を求めるなど労働団体や経済団体からも「通称使用の拡大では解決にならない」との声があがっています。同姓か別姓かを選べる選択的夫婦別姓の導入を求めます。

〔請願項目〕 選択的夫婦別姓制度をただちに導入すること

* 名前、住所は郡や丁目、番地などを省略せず、一人ひとり明記を。「〃」「同上」、鉛筆使用は無効となります。

名 前	住 所
	都道 府県

※この個人情報は国会請願以外には用いません。 2026.2



新日本婦人の会

〒112-0002 東京都文京区小石川 5-10-20

日本軍「慰安婦」問題の解決を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

〔請願趣旨〕

日本軍「慰安婦」問題は、第2次世界大戦時の日本軍による女性の人権侵害として、日本が解決を迫られている問題です。被害者は高齢化し、「生きている間に解決を」という悲痛な訴えは日々切実さを増しています。

日本政府は1993年「河野談話」を発表し、慰安所への日本軍の関与と強制性を認め、謝罪と次世代教育を表明しました。その後政府は「解決済み」として法的責任を拒否してきましたが、国連人権機関やILCから再三「慰安婦」問題の解決を促す勧告を受けています。2024年10月には国連女性差別撤廃委員会から、被害者の救済の権利を認め、すべての被害者への救済と被害回復措置を提供するよう、再度強く勧告されました。「慰安婦」を含む女性たちの生きた歴史的な体験を教科書に適切に反映させることを求めることが勧告されました。

政府は、被害女性が強制的に「慰安婦」にされ重大な人権侵害が行われた事実を認め、「慰安婦問題はなかった」等の発言や報道には明確に反駁することが求められます。そして、公式謝罪、国家賠償などにより、被害者的人権回復を行うこと、教科書への記述を復活して次世代への正しい歴史教育を行う責任があります。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

〔請願事項〕日本軍「慰安婦」問題の解決を行うこと

氏名	住所（「」」「同上」は使用しないでください）
	都・道 府・県

日本婦人団体連合会 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303
2026年

取り扱い 新日本婦人の会

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

〔請願趣旨〕

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性を強化するために個人通報制度と調査制度を定めたもので、1999年に国連で採択されました。2025年9月現在、条約締約国189カ国中116カ国が選択議定書を批准しています。世界各国の男女平等の度合いを示す「ジェンダー・ギャップ指数2025」（同年6月、世界経済フォーラム発表）において、日本は148カ国中118位と世界最低のレベルです。

選択議定書の批准により女性差別撤廃条約の示す男女平等の実現を促進することが、日本の現状打開のために急務となっています。早期批准を求める意見書は400地方議会（2025年12月）で採択されています。

女性差別撤廃委員会における日本の条約実施報告の審議では、2003年、2009年、2016年、2024年とも選択議定書の批准が奨励され、日本が批准を検討するよう繰り返し求められています。

この間の男女共同参画基本計画では、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守し」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める」としています。政府は計画にのっとり、すみやかに選択議定書を批准すべきです。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

〔請願事項〕 女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること

氏名	住所（「」」「同上」は使用しないでください）
	都・道 府・県

日本婦人団体連合会 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303
2026年

取り扱い 新日本婦人の会

所得税法第 56 条の廃止を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

〔請願趣旨〕

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、所得税法第 56 条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)により、家族従業者の働き分(自家労賃)を必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも満たない額です。戦前の家父長制のなごりである第 56 条により、家族従業者は社会保障や行政手続きなどの面でも不利益を受けています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」(所得税法第 57 条)と言いますが、これは税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方で納税者を差別するものです。しかも、2014 年からすべての中小業者に記帳が義務化されたので、所得税法第 57 条による差別は認められません。

家族従業者の人権を認めない所得税法第 56 条の廃止を求める意見書は、全国 583 自治体(2025 年 10 月)で採択されています。この間の男女共同参画基本計画は「女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み」と明記し、「税制等の各種制度の在り方を検討する」としています。世界の主要国では家族従業者の働き分を必要経費と認めています。国連女性差別撤廃委員会は 2024 年「女性の経済的自立を促進するため、所得税法第 56 条を改正し、女性の家族企業での就労を認める」ことを日本政府に勧告しました。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

〔請願事項〕 所得税法第56条を廃止すること

氏名	住所 (「」「同上」は使用しないでください)
	都・道 府・県

日本婦人団体連合会 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-11-9-303

2026 年

取り扱い 新日本婦人の会